

特別障害者手当の認定基準について

『特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）』第 1 条第 2 項第 1～3 号（下表 I～Ⅲ）のいずれかにあてはまる方が特別障害者手当の対象となります。

I. 令第 1 条第 2 項第 1 号に該当する障害

令別表第 2 に定める障害を 2 つ以上有するもの…P1 参照

II. 令第 1 条第 2 項第 2 号に該当する障害

(1) 令別表第 2 に定める障害を 1 つ有し、かつ、その他、別に表に掲げる障害を 2 つ以上有するもの…P2 参照

(2) 令別表第 2 の第 3 号から第 5 号に定める障害（上肢、下肢、体幹機能障害）のいずれか 1 つを有し、かつ、「日常生活動作評価表」による評価が 10 点以上となるもの…P3 参照

III. 令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害

(1) 内部機能障害またはその他の疾患で、「安静を要する程度」が「絶対安静」に該当する状態を有するもの…P4 参照

(2) 精神の障害を有するもので、「日常生活能力判定表」の判定が 14 点以上となるもの…P4 参照

I. 令別表第 2 に定める障害を 2 つ以上有するもの

令別表第 2 の第 1～7 号に定める障害が 2 つ以上あてはまる場合は、特別障害者手当の障害程度に該当します。

令別表第 2（全 7 号）

1. 次に掲げる視覚障害のいずれか

イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの

ロ 1 眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの

2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの

3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

Ⅱ-(1) 令別表第2に定める障害を1つ有し、かつ、その他、別に表に掲げる障害を2つ以上有するもの

3つ以上の障害が重複する場合で、**令別表第2**の第1～7号に定める障害が1つあてはまるが、他の障害が令別表第2に該当しない程度である場合、他の障害のうち**2つ以上**が次に掲げる障害程度に該当するときは、特別障害者手当の障害程度に該当します。

令別表第2の第1～第7号に定める障害については、Iの解説を参考にしてください。

1. 両眼の視力それぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8. 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

Ⅱ-(2) 令別表第2の第3号から第5号に定める障害（上肢、下肢、体幹機能障害）のいずれか1つを有し、かつ、「日常生活動作評価表」による評価が10点以上となるもの

令別表第2に定める程度の肢体不自由の障害が1つあり、日常生活動作のほとんどが制限されている場合は、特別障害者手当の障害程度に該当します。

令別表第2の第3号から第5号に定める障害（上肢、下肢、体幹機能障害）については、Ⅰの解説を参考にしてください。

日常生活動作については、次の「日常生活動作評価表」を用い、日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上になる場合が該当します。

【日常生活動作評価表】

動 作	評 価（点）
1 タオルを絞る（水をきれ程度）	
2 とじひもを結ぶ	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	
4 ワイシャツのボタンをとめる	
5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する）	
6 立ち上る	
7 片足で立つ	
8 階段の昇降	

※この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。

評 価	ひとりのできる場合.....0点
	ひとりできてもうまくできない場合.....1点
	ひとりでは全くできない場合.....2点
	注(1) 2の場合については、次によること
	5秒以内にできる.....0点
	10秒以内にできる.....1点
	10秒ではできない.....2点
	(2) 3及び4の場合については、次によること
	30秒以内にできる.....0点
1分以内にできる.....1点	
1分ではできない.....2点	

Ⅲ-(1) 内部機能障害またはその他の疾患で、「安静を要する程度」が「絶対安静」に該当する状態を有するもの

令別表第1(障害児福祉手当の認定基準)の第8号に該当する程度の内部機能障害又はその他の疾患が1つあり、かつ、「絶対安静」(安静度)に該当する程度の状態にある場合は、特別障害者手当の障害程度に該当します。

令別表第1(全10号)※8号・9号以外は略

8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

Ⅲ-(2) 精神の障害を有するもので、「日常生活能力判定表」の判定が14点以上となるもの

令別表第1(障害児福祉手当の認定基準)の第9号に該当する程度の精神障害があり、次の「日常生活能力判定表」による各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点以上になる場合は、特別障害者手当の障害程度に該当します。

【日常生活能力判定表】

動作及び行動の種類	0 点	1 点	2 点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない